

新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

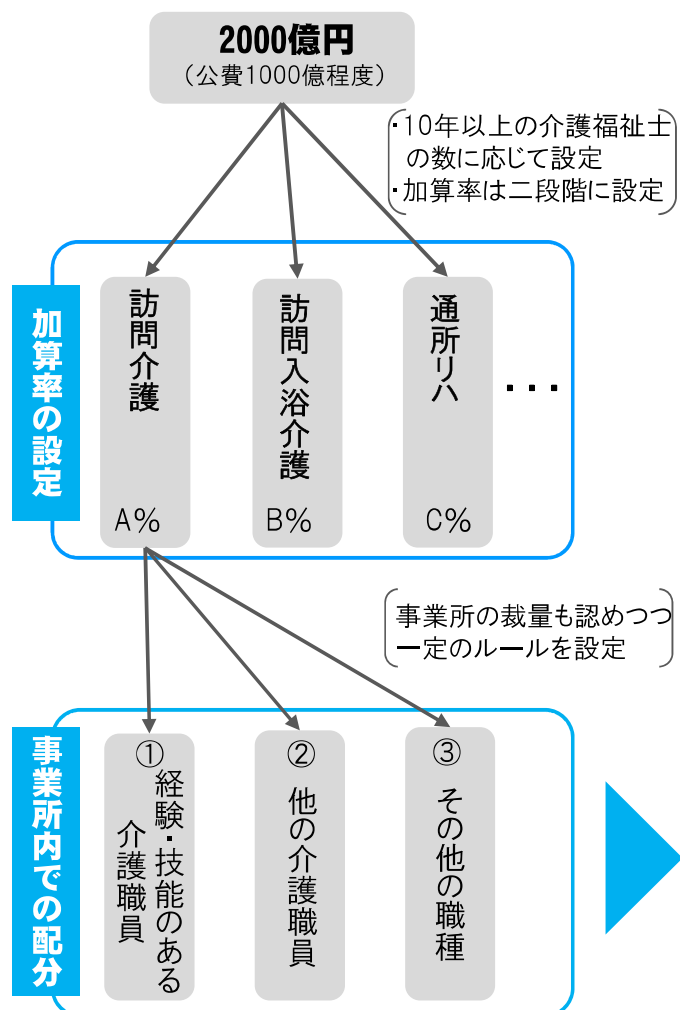
社保審一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13) 資料1 一部修正

国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

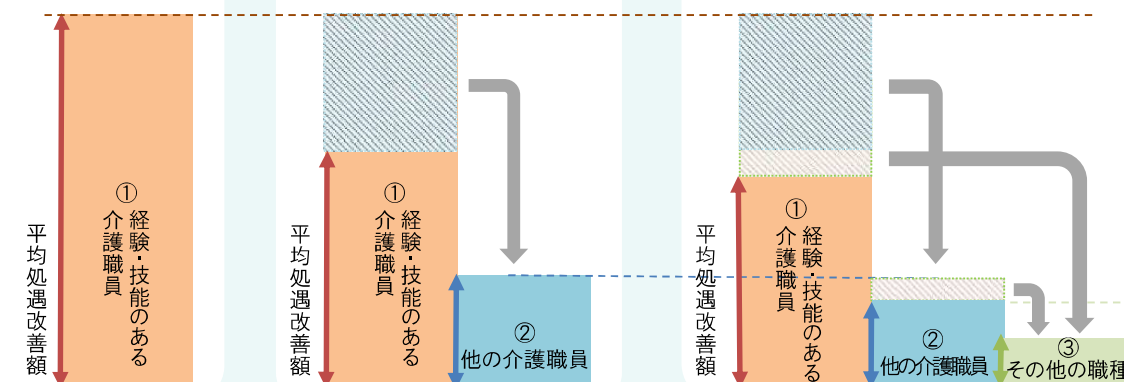
介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現
※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
 - ▶ 平均の処遇改善額が、
 - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
 - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能

全て選択可能



1 創設の背景

2 加算のルール

3 届出の方法

11

○ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た施設・事業所が、利用者・入所者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

◇ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） □から□までにより算定した単位数の1000分の〇〇に相当する単位数

◇ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） □から□までにより算定した単位数の1000分の〇〇に相当する単位数

12

サービス区分	I	II
訪問介護／夜間対応型訪問介護	6.3%	4.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%
認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%
介護老人福祉施設／地域密着型介護老人福祉施設		
短期入所生活介護	2.7%	2.3%
介護老人保健施設／短期入所療養介護（老健）	2.1%	1.7%
訪問入浴介護	2.1%	1.5%
通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
特定施設／地域密着型特定施設	1.8%	1.2%
小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
介護療養型医療施設／介護医療院		
短期入所療養介護（老健以外）	1.5%	1.1%
通所介護／地域密着型通所介護	1.2%	1.0%

訪問看護／訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導
 福祉用具貸与／特定福祉用具販売
 居宅介護支援／介護予防支援

は対象外

13

○ 加算Ⅰ？加算Ⅱ？

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰを算定していればⅠ

※ 訪問介護

特定事業所加算（Ⅰ）
 特定事業所加算（Ⅱ） のいずれか

※ 特定施設／地域密着型特定施設

入居継続支援加算
 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ のいずれか

※ 介護老人福祉施設／地域密着型介護老人福祉施設

日常生活継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）
 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）Ⅰ のいずれか

14

○ 厚生労働大臣が定める基準

(1) 賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じていること。

○ 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る計画であること。

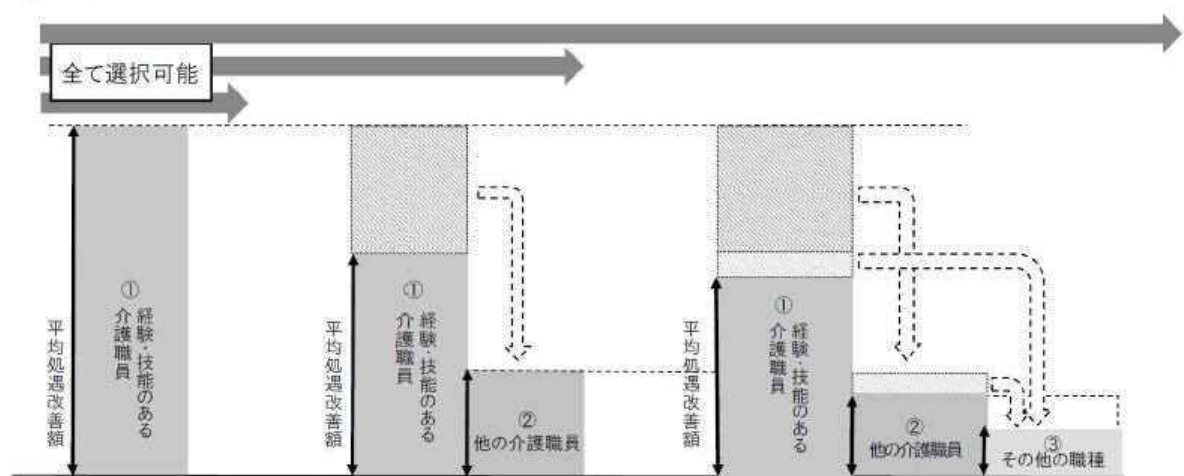
(一) 経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。

(二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。

(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。

(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 15

図1 配分方法のイメージ



○ 厚生労働大臣が定める基準

- (2) 賃金改善に関する計画、実施期間及び実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 事業年度ごとに実績を市に報告すること。

17

○ 厚生労働大臣が定める基準

- (6) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- (7) 平成20年10月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

18

○ どのように配分するか？

1 加算額の推計

2 職員のグループわけ

- ① 経験・技能のある介護職員
- ② 他の介護職員
- ③ その他の職種

3 配分額

- ・ ①に全部
- ・ ①に3分の2、②に3分の1
(2 : 1)
- ・ ①に7分の4、②に7分の2、③に7分の1
(4 : 2 : 1)

※ 8万円改善か年収440万円を達成すればOK

19

1 創設の背景

2 加算のルール

3 届出の方法

20

- [トップページ](#) >
- [健康・医療・福祉](#) >
- [福祉](#) >
- [高齢の方](#) >
- [介護保険](#) >
- [事業者向け情報](#) >
- [指定申請・共通](#) >

更新日付：2019 年 7 月 30 日 / ページ番号：C065718

介護職員等特定処遇改善加算の算定について

[このページを印刷する](#)

介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所に関しましては、以下のとおり、書類の提出をしていただく必要があります。

1. 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、今般 2019 年度の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）が創設されることとなりました。つきましては、令和元年度の特定加算の届出（令和元年 10 月サービス分から令和 2 年 3 月サービス分）について、下記を参照の上、お手続いただきますようお願いいたします。なお、特定加算は、現行の介護職員処遇改善加算（以下「現行加算」という。）を取得していることを前提として取得することができる、**現行加算とは別の加算のため、特定加算を取得したい場合、現行加算とは別に届出書類を提出する必要がありますので、御留意ください。**

 [介護保険最新情報 719（PDF 形式 2,569 キロバイト）](#)

 [介護保険最新情報 Vol. 734（PDF 形式 652 キロバイト）](#) ※令和元年 7 月 23 日付最新 Q & A

2. 届出書類（加算申請時）

1. 計画書等

- ・  [介護職員等特定処遇改善加算計画書等（提出様式）（エクセル形式 149 キロバイト）](#)
- ・  [（記載例）介護職員等特定処遇改善加算計画書等（提出様式）（エクセル形式 151 キロバイト）](#)

※計画を作成する事業所の範囲によって、提出書類が異なります。詳細は 5 枚目のシート（チェックシート）にてご確認ください。

2. 介護給付費に係る体制等に関する届出書

- ・  [介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（エクセル形式 76 キロバイト）](#)

3. 介護給付費に係る体制等状況一覧表

【通常サービス及び第1号事業】

- ・  [訪問介護（第1号訪問介護）（エクセル形式 39 キロバイト）](#)
- ・  [訪問入浴介護（エクセル形式 21 キロバイト）](#)
- ・  [通所介護（第1号通所介護）（エクセル形式 44 キロバイト）](#)
- ・  [通所リハビリテーション（エクセル形式 26 キロバイト）](#)
- ・  [短期入所生活介護（エクセル形式 26 キロバイト）](#)
- ・  [短期入所療養介護（エクセル形式 61 キロバイト）](#)
- ・  [短期入所療養介護（老健）（エクセル形式 37 キロバイト）](#)
- ・  [短期入所療養介護（医療院）（エクセル形式 67 キロバイト）](#)
- ・  [特定施設入所者生活介護（エクセル形式 27 キロバイト）](#)
- ・  [介護老人福祉施設（エクセル形式 25 キロバイト）](#)
- ・  [介護老人保健施設（エクセル形式 29 キロバイト）](#)
- ・  [介護療養型医療施設（エクセル形式 40 キロバイト）](#)
- ・  [介護医療院（エクセル形式 44 キロバイト）](#)

【地域密着型サービス】

- ・  [定期巡回・随時対応型訪問介護看護（エクセル形式 18 キロバイト）](#)
- ・  [夜間対応訪問介護（エクセル形式 17 キロバイト）](#)
- ・  [認知症対応型通所介護（エクセル形式 20 キロバイト）](#)
- ・  [地域密着型通所介護（エクセル形式 36 キロバイト）](#)
- ・  [小規模多機能型居宅介護（エクセル形式 20 キロバイト）](#)
- ・  [認知症対応型共同生活介護（エクセル形式 16 キロバイト）](#)
- ・  [地域密着型特定施設入居者生活介護（エクセル形式 16 キロバイト）](#)
- ・  [地域密着型介護老人福祉施設（エクセル形式 16 キロバイト）](#)
- ・  [看護多機能型居宅介護（エクセル形式 20 キロバイト）](#)

3. 届出書類（計画の変更時）

計画内容に変更が生じた場合、「介護職員等特定処遇改善加算変更届」を届出してください。

届出が必要となるのは、次の場合です。

1. 会社法による吸収合併、新設合併等により計画書の作成単位が変わった場合
2. 対象事業者において、新規指定や廃止等により当該申請に係る事業所等に増減が生じた場合
3. 介護福祉士の配置等要件の適合状況の変更

- ・  [介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書（ワード形式 17 キロバイト）](#)

4. 特別な事情により賃金を引き下げざるを得なくなった場合

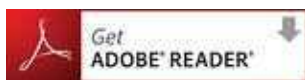
介護職員等特定処遇改善加算の創設に伴う変更はありません。届出が必要な場合には、以下のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p019774.html>

関連ダウンロードファイル

-  訪問入浴介護（エクセル形式 21 キロバイト）
-  通所リハビリテーション（エクセル形式 26 キロバイト）
-  短期入所生活介護（エクセル形式 26 キロバイト）
-  短期入所療養介護（エクセル形式 61 キロバイト）
-  短期入所療養介護（老健）（エクセル形式 37 キロバイト）
-  短期入所療養介護（医療院）（エクセル形式 67 キロバイト）
-  特定施設入所者生活介護（エクセル形式 27 キロバイト）
-  介護老人福祉施設（エクセル形式 25 キロバイト）
-  介護老人保健施設（エクセル形式 29 キロバイト）
-  介護療養型医療施設（エクセル形式 40 キロバイト）
-  介護医療院（エクセル形式 44 キロバイト）
-  定期巡回・随時対応型訪問介護看護（エクセル形式 18 キロバイト）
-  認知症対応型共同生活介護（エクセル形式 16 キロバイト）
-  夜間対応訪問介護（エクセル形式 17 キロバイト）
-  認知症対応型通所介護（エクセル形式 20 キロバイト）
-  地域密着型通所介護（エクセル形式 36 キロバイト）
-  小規模多機能型居宅介護（エクセル形式 20 キロバイト）
-  地域密着型特定施設入居者生活介護（エクセル形式 16 キロバイト）
-  地域密着型介護老人福祉施設（エクセル形式 16 キロバイト）
-  看護多機能型居宅介護（エクセル形式 20 キロバイト）
-  介護保険最新情報 719（PDF 形式 2,569 キロバイト）
-  訪問介護（第1号訪問介護）（エクセル形式 39 キロバイト）
-  通所介護（第1号通所介護）（エクセル形式 38 キロバイト）
-  介護職員等特定処遇改善計画書（様式2）（エクセル形式 38 キロバイト）
-  介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（エクセル形式 76 キロバイト）
-  介護職員等特定処遇改善加算に係る変更届出書（ワード形式 17 キロバイト）
-  介護職員等特定処遇改善加算計画書等（提出様式）（エクセル形式 148 キロバイト）

-  (記載例) 介護職員等特定処遇改善加算計画書等 (提出様式) (エクセル形式 151 キロバイト)
-  介護保険最新情報 Vol. 734 (PDF 形式 652 キロバイト)



PDF ファイルの閲覧には Adobe Reader (無償) が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイト](#)から [Adobe Reader](#) をダウンロードしてください。

関連リンク

- [介護職員処遇改善加算の算定について](#)

この記事についてのお問い合わせ

保健福祉局/長寿応援部/介護保険課 事業者係
電話番号 : 048-829-1265 ファックス : 048-829-1981

[お問い合わせフォーム](#)

[^ ページの先頭に戻る](#)